

お知らせします 老人保健医療受給者 国民健康保険加入者 のみなさんへ

老人保健医療受給者や国民健康保険加入者の方には、各種の受給者証や認定証が交付されています。その中には、有効期限が7月31日まで（判定基準日が8月1日）となっているものがあります。被保険者（受給者）の申請により交付されるものもありますので、継続して希望される方は、内容をご確認のうえ、忘れずに申請をしてください。



老人保健医療受給者証・国民健康保険の高齢受給者証の定期負担区分判定が、毎年8月1日現在の世帯構成と課税所得額によって行われます。

○老人保健医療受給者証

昭和7年9月30日以前に生まれた方、または65歳以上で障害の程度が一定以上の方には、「老人保健医療受給者証」が交付されています。
定期区分判定により、「一部負担割合」が変更となる方には、新しい負担割合の記載された受給者証を7月末までに送付しますので、お手元に届き次第、古い受給者証の返却をお願いします。なお負担割合に変更のない方は、現在お持ちの受給者証を引き続き使用してください。

○国民健康保険高齢受給者証

国民健康保険に加入する70歳以上75歳未満の方には、「国民健康保険高齢受給者証」が交付されています。
現在交付されている受給者証の有効期限が平成19年7月31日となつていすので、定期区分判定による「一部負担割合」の変更の有無にかかわらず、7月末までにすべての高齢受給者の方に新しい受給者証を送付します。
【一部負担割合の判定基準】
「老人保健医療受給者証」および「国民健康保険高齢受給者証」に記載される一部負担割合の判定基準は次のとおりです。
▽18年中の課税所得額が145万円以上の方は、「現役並み所得者」として「3割」負担となります。ただし、収入額が一定基準額未満の方は、申請すると「1割」負担となります。

70歳以上の方の入院時の一部負担金と食事代の減額に関する認定申請を：

老人保健受給者と国保高齢受給者の方で、町民税非課税世帯等の方には、医療機関の窓口で減額認定証を提示することにより、入院時の一部負担金の限度額と食事代が減額される制度があります。該当すると思われる方は、町民課窓口にご相談ください。

また、すでにこの認定証の交付を受けている方は7月31日で期限が切れますので、8月になりましたら新たに申請手続きを行ってください。

なお、この減額認定を受けている方が入院された際、医療機関等に減額認定証の提示を忘れた場合でも、町民課窓口で領収書と印鑑を持参のうえ申請されますと差額の払い戻しが受けられます。

○入院時の一部負担金と食事の標準負担額

区分	一部負担金	食事代
一般	44,400円/月	食事 260円/食
町民税非課税	II	食事 210円/食 ※1
	I	食事 100円/食 ※2

※1 世帯主及び国保被保険者（判定対象者が老人保健の方の場合、世帯全員）が町民税非課税の世帯に属する方

※2 世帯主及び国保被保険者（判定対象者が老人保健の方の場合、世帯全員）が町民税非課税で、年金収入が80万円に満たない方

70歳未満の方の入院時の窓口負担が限度額までとなる認定申請を：

平成19年4月から、70歳未満の方が入院した際、申請により交付される「限度額適用認定証」を医療機関へ提示することで、入院費用等の支払いが限度額（下記の表のとおり）までとなる制度が開始されました。入院等が決定し、交付を希望する方は、国民健康保険の被保険者証と印鑑を持参のうえ、町民課窓口へお越しください。ただし、国民健康保険税の滞納がある世帯には認定証が交付されない場合があります。また、すでにこの認定証の交付を受けている方は、7月31日で期限が切れますので、8月になりましたら新たに申請手続きを行ってください。

○自己負担限度額（月額）

所得区分	3回目までの限度額（月額）	4回目以降の限度額 ※2
一般	80,100円+（医療費-267,000円）×1%	44,400円
上位所得者 ※1	150,000円+（医療費-500,000円）×1%	83,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※1基礎控除後の総所得金額等が600万円を超える世帯。

※2過去12ヶ月間に、高額療養費の支給が4回あった場合の4回目以降の限度額。

特定疾病の方は療養受療証の認定申請を：

厚生労働大臣が指定する、高額な治療を長期間継続して行う必要がある「特定疾病」に該当する方は、申請により交付される「特定疾病療養受療証」を提示すれば、医療機関での自己負担限度額が毎月10,000円までとなります（ただし、人工透析が必要な70歳未満の上位所得者は20,000円）。

厚生労働大臣の指定する特定疾病
・人工透析が必要な慢性腎不全
・先天性血液凝固因子障害
・血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症

該当すると思われる方は、町民課にご相談ください。なお、すでにこの受療証の交付を受けている方は、7月31日で期限が切れますので、8月になりましたら新たに申請手続きを行ってください。

問い合わせ／町民課 ☎581・2121
1内線107・110へ。



送付します！ 平成19年度介護保険料納入通知書

介護保険は、40歳以上の方が納める保険料と、国や地方公共団体の負担金、利用者負担を財源に運営されています。保険料は、みんなで制度を支え合う大切な財源です。介護が必要になったときに安心してサービスを利用できるように、保険料は必ず納めましょう。

65歳以上の方には、大里広域市町村圏組合から平成19年度分の介護保険料納入通知書を送付します。保険料額は、所得等に応じて全6段階に区分けされており、次のいずれかの方法によって納付していただきます。なお、納付方法は原則として特別徴収となります。

①特別徴収(年金天引き)

昨年度から特別徴収で納付していただいていた方は、原則として今年度も特別徴収となります。

②普通徴収(納付書納付、または口座振替)

本年4月以降に65歳になった方や転入された方、年金の額が年間18万円未満の方、老齢福祉年金および恩給のみ受給されている方等は普通徴収となり、市町村や金融機関の窓口で納付していただきます。なお、窓口納付の手間を省くため、口座振替をご利用いただくと便利です（特別徴収と口座振替とは別物ですので混同されないようご注意ください）。

③特別徴収と普通徴収の併用

今年度から特別徴収が開始される方や年度途中で所得段階が上がった方等は、特別徴収と普通徴収との併用となる場合があります。

介護保険料 金額表

所得段階	対象となる方	保険料額 (平成19年度分)
第1段階	老齢福祉年金受給者で、本人および世帯全員が住民税非課税の方、生活保護受給者	基準額×0.5 (年額20,400円)
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.5 (年額20,400円)
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、第2段階以外の方	基準額×0.75 (年額30,600円)
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人が住民税非課税の方	基準額 (年額40,800円)
第5段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の方	基準額×1.25 (年額51,000円)
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の方	基準額×1.5 (年額61,200円)

◎保険料の激変緩和措置制度

住民税の税制改正の影響により保険料所得段階区分が上がる人は、保険料の負担の急激な増加を避けるために、保険料を平成18年度、平成19年度について段階的に引き上げていく緩和措置がもうけられます。

問い合わせ／大里広域市町村圏組合介護保険課 ☎501・1330 または寄居介護保険事務所（健康福祉課内）☎581・2121内線123へ。